

くらしと協同の研究所

第29回総会 議案書

開催日：2021年7月3日(土) 18:00~18:40

会場：コープイン京都

京都市中京区柳馬場蛸薬師上ル井筒屋町411
Tel 075-256-6600

(ご注意)

- ・「総会記念シンポジウム」は、13:00~17:35にリモートで開催します。
- ・詳細は「第29回総会記念シンポジウムご案内」をご覧ください。
- ・総会当日は、この『議案書』をご持参ください。



くらしと協同の研究所

〒604-0857

京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町258 コープ御所南ビル4F

TEL 075-256-3335 FAX 075-211-5037

Email kki@ma1.seikyou.ne.jp (← ma1の1は数字です)

URL <http://www.kurashitokyo.jp>

第 29 回総会議案と議事次第

- 議 案**
- 第 1 号議案 2020 年度 活動のまとめ、会計報告
- 第 2 号議案 2021 年度 活動方針及び予算
- 第 3 号議案 役員改選の件（29 期 30 期）
※役員候補者名簿は当日配布します。

- 議事次第**
- 一、開会・議長確認
- 二、議事録署名人の選出
- 三、議案提案と審議、採決
第 1 号議案、第 2 号議案、第 3 号議案

同

審議

同

採決

四、閉会

※例年開催の総会終了後の懇親交流会は開催いたしません。

第 28 回総会によせて

くらしと協同の研究所理事長 若林靖永

2020 年は、新型コロナウイルス感染症の拡大、パンデミックにより、日本そして世界が深刻な状況に直面した 1 年でした。1 年以上たったいまでもいまだ終息はしておらず、変異型ウィルスの広がりもあり、引き続き警戒や対策を強める必要があります。他方、ようやくワクチンの開発がすすみ国内での接種も始まり、出口が見えつつあるというところです。

新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活や働き方、地域社会に大きな影響を与え、困難を抱えている人たちを直撃しています。地域生協は期待や需要が高まり供給高が伸長する一方で、医療生協や大学生協は利用が大幅に減少し、かつてない経営悪化に直面しています。

また、2021 年は東日本大震災から 10 年、いまだ復興の途上であり、廃炉作業も計画より遅れてきています。地域社会の復興こそが生活基盤の確立の重要な柱であり、今回の総会記念シンポジウムでは、これまでの取組や成果とともにこれから求められる課題について学び考える機会としたいと思います。

このように新型コロナウイルス感染症が示した問題・課題を含め、私たちには新たな社会づくりというビジョンを模索構想することが強く求められています。現代社会には、ほかにもさまざまな諸課題があります。これらへの取組としてさまざまな協同が求められています。したがって、協同組合は自らを変えることでそのような社会的課題にどう貢献するかが問われています。このような状況認識のもとで、くらしと協同の研究所もまた自らの役割・使命を再定義し、調査研究、研修等の事業を推進していきます。生協関係者をはじめ、さまざまな人との対話を通じて、なにが求められているか、を自覚的に探求して取り組んでいくことが引き続き重要課題です。

会員のみなさまにも、これまでの研究所の成果をふまえ、新たな研究、活動、事業が展開されるよう、ともに研究所活動にご参加いただきたいと願っています。

1号議案 2020年度活動報告、会計報告

2020年度 活動方針に基づく振り返り

I. 調査研究活動の推進

1. 基幹研究会を柱にした調査研究活動の推進

(1) 生協労働研究会

2020年でその期間が満了する予定の生協労働研究会は、2020年1月におこなった会員生協の「職員意識調査」の集計結果の分析を集合しての研究会で行う予定でしたが、コロナ禍により集まっただけの開催が困難となり、またリモートでの集団検討は難しいと判断したため、研究会を開催することができませんでした。その結果、2020年度中に研究報告書を発行する予定でしたができませんでした。

(2) 次世代生協研究会

緊急事態宣言により2020年3月以降、開催を見送っていましたが、7月からリモートで研究会を再開し、以降は2ヶ月に1回開催し、計5回開催しました。研究会では毎回、順番で各メンバーが研究内容の発表を行いました。2020年度からメンバーごとに調査活動を進める予定でしたが、コロナ禍によって困難な研究もあり、予定通りに進める事ができない状況も発生しました。

2. くらしと協同全体研究会の開催

研究所の研究活動を発表し交流を深めることを目的とした、「くらしと協同全体研究会」は、今年も運営委員会で企画内容を検討し開催しました。研究所で活動する研究会からの報告と、若手研究者の研究内容をもとにした報告を行いました。

開催は、新型コロナウイルス感染症への対応もあり、リモートでの開催としました。

(1) 開催日、会場

2021年3月6日（土）13:00～17:15 リモート開催

(2) 内容

第1部 本研究所 各研究会からの報告

- ・オルタナティブ農業研究会 代表 小池 恒男氏
- ・次世代生協研究会 代表 辻村 英之氏

第2部 大学院生からの専門分野に関する研究報告

○竹野 豊氏「従業員満足度とその与える影響について

ー従業員アンケートを用いた定量的分析ー

コメンテーター：近畿大学経営学部 准教授 玉置 了氏

○御手洗 悠紀氏「戦間期イギリスにおける初期有機農業と食」

コメンテーター：京都大学文学部非常勤講師 浮網 佳苗氏

○佐藤 秀氏「タンザニア・キリマンジャロ州の農業経営の発展方向」

ー経営目的の多様性に着目してー

コメンテーター：近畿大学農学部教授 鶴田 格氏

(3) 参加者

登壇者	8人
役員・運営委員	6人
事務局・スタッフ	6人
申し込み参加者	18人
計	38人

(4) 感想

- ・各研究会の報告をお聞きできる機会があるのは、研究会の内容だけでなく研究所の取り組みを知る機会になるので、よかったですと思います。
- ・次世代生協研究会の報告は、さまざまな視点で研究がすすめられ、大変興味深く拝聴しました。オルタナティブ農業に関する問題提起も参考にしたいと思います。
- ・食や農業の話に関心があつたこともあり、有機農業に関するご報告、タンザニアのアンケート調査についてのご報告を面白く思いました。後ほどの講評もなるほどと思うご指摘で興味深かったです。
- ・学生の皆さんの研究は問題意識をしっかりと持ち研究され興味深く拝聴いたしました。それぞれのコメンテーター先生のお話も勉強になりました。
- ・イギリスの有機農業での生活と健康と在り様は興味深く聞きました。医療生協の課題と直結しているとおもいました。大いに刺激されました。
- ・今後も実参加に加え、リモート参加ができればより多くの方々に聞いていただけるのではないかなと思いました。

3. 公募研究会・自主研究会の推進

(1) 公募研究会

2020年度の公募研究会は、「オルタナティブ農業研究会」（代表 小池恒男氏 メンバー14名）のみの登録で「くらしと協同全体研究会」で活動報告をおこないました。

新規立ち上げ、登録が広がらない状況となっており、研究所における位置づけ（性格づけ）も含めて、広がる方向で協議・検討する必要があります。

(2) 自主研究会

以前公募研究会として活動されていた「新しい協同の研究会」(代表 千葉正司氏 メンバー10名)が自主研究会として初めて登録されました。今後はさらに研究会が新しく立ち上がるようにいろんな場面で働きかけをしていきます。

4. 公開講座、研究会の企画

理事会で出された要望をもとに、運営委員会で企画を検討し、『『コロナショックを乗り越える』特別研究会』を実参加とリモートのハイブリッド方式で開催しました。運営委員長の北川太一氏が総合司会を行い、第1部では岡田知弘氏から「コロナショックのインパクト：地域社会やくらしはどう変わるのか？」と題して、「コロナ禍」を歴史的、国際的な視点から捉えなおしていただき、その上で日本政府の対応を批判的に検討したうえで、「地域」に視座を置いて考えることの必要性を話していただきました。幅広い観点から深く捉えなおしていただくことを通じて、現在のコロナ禍で起こっている事実と、本質的な問題点を知ることができました。

第2部では、ならコープ、京都生協、コープしがの3つの生協からコロナ禍において発生したことや迫られた対応、見つかった今後の課題や地域との関係性で求められることなどを報告いただきました。それらの報告を踏まえて浜岡政好氏よりコロナ禍を受けて、改めて生協に求められている課題についてコメントしていただきました。

参加者：46名

内訳) 参加者：33名(実参加7名、Zoom参加26名)

登壇者：6名、役員・事務局：7名

5. 会員生協の問題意識や課題に基づく研究活動

企画委員会では、毎回、会員生協の現状や実践事例、問題意識などを出してもらいました。また、企画委員会の論議から引き出された高齢化、福祉、介護の取り組みについて、当研究所の福祉分野の研究者と協議しながら、他府県の生協連主催の福祉講座への参加、視察を行いました。

また、理事会、常任理事会でも会員の意見交流の時間をとるように努め、コロナショックに関する研究会など、研究所に対する要望を聴くことができました。

6. コーポラティブ・ラボ

開催日：2020年：3月26日(木曜日)、7月29日(水曜日)、9月2日(水曜日)

12月22日(火曜日)、2021年：3月3日(水曜日)の5回開催

2020年3月までのコーポラティブ・ラボは実参加で開催しましたが、それ以後はリモートでの開催となりました。2019年度から新たに『くらしと協同』の企画・編集を担い、2020年度は33号、35号を担当しました。

7. 研究員の参加促進

『くらしと協同』に執筆いただいた研究者や取材先へは、執筆後1年間『くらしと協同』誌を送り、最後の発送時には入会のお願いを同封しています。2020年度は新たに8人が入会し、1人が研究員登録をしました。

また、10人の研究員が『くらしと協同』に執筆し取材協力団体は11団体でした。

II. 総会記念シンポジウム、生協組合員理事トップセミナーの開催

1. 2020 年度総会記念シンポジウム

『若者は社会にどう向きあっているのか？—協同のしくみの魅力を考える—』をテーマに加賀美太記氏（就実大学）・鬼頭弥生氏（京都大学）・下門直人氏（同志社大学）・浮網佳苗氏（京都大学）に準備会メンバーとなつていただき、南出吉祥氏（岐阜大学）の基調講演と、生協、大学生協、農協、労協、全労済の若手職員から自身の協同組合で感じる協同の魅力を報告していただく予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大を受け、やむなく中止しました。

2. 2021 年度総会記念シンポジウムの企画準備

運営委員会で企画内容を検討し、東日本大震災から10年の節目の年となる2021年のシンポジウムは、10年間の復興過程において協同組合が果たした役割、今後の復興への課題などをテーマに準備を進めました。

3. 2020 年度生協組合員理事トップセミナー

開催について、呼びかけ人会の皆さんとも協議をしたうえで、2020 年度は中止しました。

4. 2021 年度生協組合員理事トップセミナーの開催

これからのセミナーのあり方をテーマに、呼びかけ人が懇談会を開催しました。その結果、「これからの生協組合員理事トップセミナー運営にむけて」として、「テーマ設定にあたっての大切にしたい視点」「企画づくりにあたっての大切にしたいプロセス」「企画設定で大切にしたい要素」「今後の開催にむけて」の4項目に整理しました。（※資料参照）

III. 編集・広報活動の推進

1. 季刊誌『くらしと協同』

『くらしと協同』は毎回約1870部発行し、発送しています。例年、3月・6月・9月・12月に、それぞれ春号、夏号、秋号、冬号、として発行していますが、新型コロナウイルス感染症拡大にともない、従来のような取材活動が困難となったため、第33号の6月発行は見送り、9月に発行しました。また、状況に応じた発行とするため、夏号・秋号・冬号・春号という呼

称は使わず、号数表示のみとしました。

2. 報告書等

毎年『くらしと協同』増刊号として発行している総会記念シンポジウム報告と、「組合員理事トップセミナー報告集」は、どちらも中止したため、発行できませんでした。また、生協労働研究会の報告書についても、コロナ禍の中で研究会自体の開催が難しく、活動が中断したため、発行することができませんでした。

3. ホームページ

一定期間を経過した『くらしと協同』の公開を行い、『『コロナショックを乗り越える』特別研究会』や全体研究会の案内を発信しました。

IV. 研究所の運営

1. 常任理事会・理事会

理事会開催日：2020年12月12日（土曜日） 2021年5月8日（土曜日） 7月3日（土曜日）の3回開催

常任理事会開催日：2020年9月5日（土曜日） 11月14日（土曜日） 2021年3月6日（土曜日）5月8日（土曜日）の4回開催

- ①第1回理事会において、「くらしと協同の研究所会費基準」を改定し、それに基づき大学生協、医療生協会員の会費減免措置を決議し、2020年度会費の半額減免措置を実施しました。
- ②実出席とリモートの併用での会議となりましたが、引き続き理事の意見交流の時間を取り、理事相互の情報交換の場となるように運営しました。

2. 企画委員会

開催日：2020年8月14日（金曜日） 10月9日（金曜日） 2021年2月19日（金曜日）5月7日（金曜日）の4回開催

- ①実践家から出された現状報告や実践事例について次の研究所の課題を導き出すために議論し、内容を深めました。
- ②会員生協訪問の貴重な機会とするため、持ち回りで会員生協において開催する計画でしたが、コロナ禍のため、やむなく研究所事務所とリモートでの開催となりました。

3. 運営委員会

開催：原則として毎月1回開催しました。

- ①2020年度は4名中3名の委員が改選となりました。理事会で意見が上がったコロナ禍に関する取り組みの要望に応え、『『コロナショックを乗り越える』特別研究会』の企画・運営や、総会記念シンポジウム、全体研究会の企画・運営を行いました。また、議案書についても運

営委員会で論議しながら素案を作成しました。

②研究所の運営改善に向けて意見交流を行いました。

4. 編集委員会・編集会議

編集委員会開催日：2020年6月12日（金）

2020年度より『くらしと協同』の年間企画の大枠を確認する目的で、年1回編集委員会を開催し、企画を具体化する編集会議を編集委員、コーポラティブ・ラボのメンバーで適宜開催しました。

5. 事務局・院生事務局

事務局会議：毎週開催

①事務局は1名、定年退職によるメンバー交代がありました。各種会議は、コロナ禍に対応するため、5月理事会からZoomによるリモート参加対応を行いました。

②院生事務局は『くらしと協同』の企画、取材に参画するとともに、研究会など、研究所の企画の運営を担いました。また、2019年度に引き続き、2020年度もくらしと協同全体研究会で自身の研究内容について報告しました。

2020年度収支計算書

2020年3月21日～2021年3月20日

(単位:円)

収入の部	予 算	実 績	差 異	備 考
1、会費収入	15,753,500	15,384,250	-369,250	
団体(正)	13,950,000	13,590,000	-360,000	32団体
団体(賛)	972,000	942,000	-30,000	10団体
個人(正)	813,500	834,250	20,750	144人
個人(賛)	18,000	18,000	0	3人
2、事業収入	2,837,560	279,800	-2,557,760	
3、雑収入	0	721	721	利息等
当期収入合計 (a)	18,591,060	15,664,771	-2,926,289	
前期繰越収支差額	17,714,288	17,714,288	0	
収入合計 (b)	36,305,348	33,379,059	-2,926,289	
支出の部				
1、事業費支出	14,146,848	5,902,651	-8,244,197	
①研究人件費	1,800,000	1,750,000	-50,000	院生事務局
②研究活動費(調査研究費)	3,766,000	648,164	-3,117,836	
研究交流会費	220,000	0	-220,000	研究交流会費用(コーポラボ)
くらしと協同全体研究会	40,000	43,682	3,682	
基幹研究会活動費	3,000,000	125,520	-2,874,480	次世代生協研究会
公募研究会活動費	100,000	100,000	0	オルグナティブ研究会
会費	26,000	6,000	-20,000	日本協同組合学会
研究出張費	200,000	0	-200,000	
福祉関連事業	0	194,456	194,456	新たに取り組む福祉の取り組み関連
図書購入費	180,000	178,506	-1,494	定期誌、書籍
③研究企画費(講演講座開設費)	3,380,000	161,372	-3,218,628	総会シンポジウム、トップセミナー、
④教育文化費	5,200,848	3,343,115	-1,857,733	
「くらしと協同」費用	4,000,000	3,163,815	-836,185	印刷、取材、謝礼、編集委員会費用など
報告書等費用	1,200,848	179,300	-1,021,548	合本
2、管理費	3,611,000	2,967,489	-643,511	
①機関会議費	1,191,000	458,905	-732,095	総会、常任理事会、理事会、企画委員会、運営委員会
②消耗品費	20,000	69,536	49,536	文具、トナー、など
③通信交通費	500,000	465,639	-34,361	
④賃借料	1,308,000	1,320,000	12,000	研究所事務所家賃
⑤委託業務費	330,000	242,000	-88,000	会計事務所、HPなど
⑥支払手数料	50,000	56,589	6,589	振込料、残高証明書
⑦租税公課	2,000	0	-2,000	印紙
⑧雑費	0	0	0	
⑨備品購入費	210,000	354,820	144,820	
3、雑損失	24,000	0	-24,000	
4、寄付	600,000	600,000	0	地域と協同の研究センター
当期支出合計 (c)	18,381,848	9,470,140	-8,911,708	
当期収支差額 (a-c)	209,212	6,194,631	5,985,419	
次期繰越し差額 (b-c)	17,923,500	23,908,919	5,985,419	

2020年度正味財産増減計算書

2020年3月21日～2021年3月20日

(単位:円)

経常収益	今年度	前年度	増減額	備考
1 会費収入	15,384,250	15,753,500	-369,250	
団体会費 (正)	13,590,000	13,950,000	-360,000	32団体
団体会費 (賛)	942,000	972,000	-30,000	10団体
個人会費 (正)	834,250	813,500	20,750	144人
個人会費 (賛)	18,000	18,000	0	3人
2 事業収入	279,800	3,410,342	-3,130,542	書籍販売
3 雑収入	721	466	255	利息等
経常収益計	15,664,771	19,164,308	-3,499,537	

経常費用	今年度	前年度	増減額	備考
1 事業費	5,902,651	12,422,273	-6,519,622	
①研究人件費	1,750,000	1,800,000	-50,000	
非常勤研究員等手当	1,750,000	1,800,000	-50,000	院生事務局
②研究活動費(調査研究費)	648,164	1,563,600	-915,436	
研究交流会	0	214,889	-214,889	研究交流会費用(コープラボ)
研究委員会等活動費	0	0	0	
くらしと協同全体研究会活動費	43,682	35,002	8,680	
基幹研究会活動費	125,520	849,696	-724,176	次世代研究会
公募研究会援助金	100,000	100,000	0	オルタナティブ研究会
会費	6,000	26,000	-20,000	協同組合学会
研究出張費	0	160,210	-160,210	
受託調査研究費	0	0	0	
福祉関連事業	194,456	0	194,456	新たに取り組む福祉の取り組み関連
図書購入費	178,506	177,803	703	定期誌、書籍
③研究企画費(講演講座開設費)	161,372	3,190,672	-3,029,300	総会シンポジウム・トップセミナー
総会記念シンポジウム	65,300	1,721,788	-1,656,488	
組合員理事トップセミナー	39,000	1,379,526	-1,340,526	
公開講座	57,072	89,358	-32,286	
④教育文化費	3,343,115	5,868,001	-2,524,886	
「くらしと協同」作成費用	3,163,815	4,667,153	-1,503,338	印刷、取材、謝礼、編集委員会費用、等
報告書等作成費用	179,300	1,200,848	-1,021,548	合本
2 管理費	2,967,489	3,387,409	-419,920	
①機関会議費	458,905	1,167,510	-708,605	総会、常任理事会、理事会、企画委員会、運営委員会
②消耗品費	69,536	40,014	29,522	文具、トナー、等
③通信交通費	465,639	474,531	-8,892	
④賃借料	1,320,000	1,308,000	12,000	研究所事務所家賃
⑤委託業務費	242,000	328,320	-86,320	会計事務所、HP、等
⑥支払手数料	56,589	24,513	32,076	振込料、残高証明書
⑦租税公課	0	2,000	-2,000	印紙
⑧雑費	0	0	0	
⑨備品購入費	354,820	42,521	312,299	
3 雑損失	0	24,000	-24,000	
4 減価償却費	0	0	0	
5 寄付金	600,000	600,000	0	地域と協同の研究センター
経常費用計	9,470,140	16,433,682	-6,963,542	
当期経常増減額	6,194,631	2,730,626	3,464,005	
当期一般正味財産増減額	6,194,631	2,730,626	3,464,005	
一般正味財産期首残高	17,714,289	14,983,663	2,730,626	
一般正味財産期末残高	23,908,920	17,714,289	6,194,631	

財 産 目 録

2021 年3月20日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金	253,795		
普通預金			
京都銀行・府庁前支店	13,985,411		
郵便貯金 京都衣棚夷川郵便局	9,619,276		
未収金 未収会費他	53,703		
前払金	30,417		
流動資産合計		23,942,602	
2. 固定資産			
備品	1		
固定資産合計		1	
資産合計			23,942,603
II. 負債の部			
1. 流動負債			
預り金 2021年度会費他	29,646		
未払金	4,037		
流動負債合計		33,683	
負債合計			33,683
正 味 財 産			23,908,920

貸借対照表

2021年3月20日現在

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
1. 資産の部		II. 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金	253,795	預り金	29,646
預金	23,604,687	未払金	4,037
未収金	53,703	流動負債合計	33,683
前払金	30,417		
流動資産合計	23,942,602	負債合計	33,683
		III. 正味財産の部	
2. 固定資産		一般正味財産	23,908,920
備品	1	(うち当期正味財産増減額)	
固定資産合計	1	正味財産合計	23,908,920
資産合計	23,942,603	負債及び正味財産合計	23,942,603

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

資金の範囲について

資金の範囲には、現金・預金、未収金、預り金、未払金を含めている。

2. 次期繰越収支差額の内容は、次の通りである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期末残高
現金・預金	17,672,596	23,858,482
未収金	48,000	53,703
前払金	30,210	30,417
合計	17,750,806	23,942,602
預り金	32,481	29,646
未払金	4,037	4,037
合計	36,518	33,683
次期繰越収支差額	17,714,288	23,908,919

3. 固定資産の取得額、減価償却累計額、及び期末残高は、次の通りである。

(単位：円)

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
備品	200,000	199,999	1
合計	200,000	199,999	1

調査報告書

令和3年4月21日

くらしと協同の研究所

理事長 若林 靖永 殿

公認会計士 木田事務所

公認会計士

木田 稔



私は、くらしと協同の研究所の令和2年度（令和2年3月21日から令和3年3月20日まで）の財務諸表、すなわち、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、財務諸表に対する注記、ならびに、収支計算書及び収支計算書に対する注記について調査を行いました。

調査は、上記の財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従って作成されているかについて、独立した第三者の立場から検討いたしました。

調査の結果、私は、上記の財務諸表等が、くらしと協同の研究所の令和3年3月20日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を、全ての重要な点において、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従って作成されているものと認めます。

くらしと協同の研究所と私との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

2号議案 2021年度活動方針及び予算

2021年度 活動方針

I. 調査研究活動の推進

1. 基幹研究会を柱にした調査研究活動の推進

(1) 生協労働研究会

生協労働研究会は2020年でその期間が満了でしたが、コロナ禍により研究会の開催は難しいと判断し、ストップしている状況です。2021年度は研究会メンバーの総意を確認しながら、研究会の開催と報告書の作成を目指します。

(2) 次世代生協研究会

各メンバーの調査、研究活動は、新型コロナウイルスの感染状況に左右されますが、研究会での報告や進捗交流は継続していきます。

2. くらしと協同全体研究会の開催

研究所の研究活動の発表・交流を進めることを目的に2018年3月からスタートし、2021年3月で4回目を数えました。1年間の研究活動を取りまとめる研究会であることを会員に広く知っていただけるように、お知らせを工夫していく必要があります。また、参加者の層を広げることを視野に入れた企画を検討し、全体研究会自体が研究所内外にも開かれていくことによって研究所にかかわる研究者層の厚さをつくるきっかけにしていこうことを目指します。

3. 公募研究会・自主研究会の推進

自主研究会、公募研究会ともに広がらない状況が続いています。改めて、公募研究会と自主研究会の位置づけ（性格づけ）も含めて、運営委員会の場で協議・検討を行います。また、研究会設置の条件となっている会員比率を引き下げるなど、改めて検討します。

4. 会員生協の問題意識や課題に基づく活動

①2020年度は会員からの要望に基づき、コロナ問題について特別研究会を開催しました。今後もコロナ問題についてはシリーズ化を計画しています。また、その他のテーマについても必要に応じて開催できるような体制を整えていきます。

②企画委員会の論議から導き出された「高齢化・福祉・介護」の課題について、「生協10の基本ケア」の講習会など、具体化を進めていきます。

③これまで役員や研究員のメールアドレスは登録しており、情報発信などを行っていましたが、会員についてもメールアドレスを登録し、さらに研究所からの情報を丁寧に発信するようにします。

④大きな社会変動の中で、新たな問題意識が形成されてきている時期でもあります。大学生協や医療生協など厳しい状況下にある会員の声を意識的に聴き、研究所の運営に反映させま

す。

5. コーポラティブ・ラボへのサポート

若手研究者との繋がりを広げる事をめざし、コーポラティブ・ラボに対して引き続き、その主体性を尊重し研究所としてサポートを行います。また、『くらしと協同』誌の企画、編集にも深く参画していることから、研究所におけるコーポラティブ・ラボの位置づけなども含めて、よりコミュニケーションを深めていきます。

6. 研究員の参加促進

- ①会員研究者とのコミュニケーションを大切にして、研究所の活動への研究者の参加をさらに広げていきます。また、研究所の取り組みに関わった会員には、研究員登録を呼びかけます。新しく研究員になられた方はホームページやメールなどで会員にわかるようにします。
- ②いろいろな研究分野やかかわりが少ない大学などにもリモートの利点を活かすなどして、アプローチを継続していきます。

II. 総会記念シンポジウム、生協組合員理事トップセミナーの開催

1. 総会記念シンポジウムの開催と企画準備

- ①2021年7/3(土)7/4(日)に、コープイン京都とリモートのハイブリッド方式で開催します。
- ②1日目は「東日本大震災と協同組合ーこれまでとこれからの10年を見据えてー」をテーマに開催します。濱田武士氏(北海学園大学)の基調報告と東北地域の協同組合から現地報告などを企画します。
- ③2日目は3つの分科会を企画します。
- ④2022年開催の総会記念シンポジウムの企画を進めます。

2. 2021年度生協組合員理事トップセミナーについて

呼びかけ人の懇談会でまとめた「これからの生協組合員理事トップセミナー運営にむけて」(※資料参照)に基づき、運営委員会と連携をはかりながら、開催にむけて準備をすすめていきます。また、開催月について、例年12月に開催していましたが、理事や登壇する研究者が参加しやすい日程で開催します。

III. 編集・広報活動の推進

1. 季刊誌『くらしと協同』

- ①訪問取材、リモート取材、寄稿など、どの形式で原稿を作成するかは新型コロナウイルス感染症の感染状況にも考慮し、ふさわしい方法を選択しながら、年4回の発刊を目指します。

また、構成や企画コーナーなどについても研究所内で論議を深めていきます。

②『くらしと協同』の合評会の開催を検討します。

2. 報告書等

総会記念シンポジウムや組合員理事トップセミナーなどは、引き続き報告書を通じて会員等に発信していきます。その他の公開研究会などの報告書の発行については、その都度判断します。

3. ホームページ

①これまで研究所が発行した報告書などのデータをデジタルアーカイブ化してホームページに公開し、誰でもが閲覧できるようにします。

②誰もが見やすいホームページを目指してリニューアルを検討します。

IV. 研究所の運営

1. 常任理事会・理事会

理事会開催月：12月、5月、7月

常任理事会開催月：9月、11月、3月、5月

①常任理事会・理事会では、方針や取り組みの進捗状況を確認し、承認事項について協議、決定します。

②研究所の現状をわかりやすく情報提供していきます。また、できる限り実践家と研究者の意見交流の時間を持てるように運営します。

2. 企画委員会

開催月：8月、10月、2月、5月

①団体会員である生協役職員と個人会員である研究者で構成される企画委員会は、生協の現場の状況や実践事例を団体会員メンバーと個人会員メンバーが共有し、研究活動に反映するための場として大切にします。

① 新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、可能であれば会員生協での開催を行います。

②企画委員以外の団体会員も参加できる「拡大企画委員会」を開催するなど、会員の声を把握できるような運営を目指します。

3. 運営委員会

開催：原則月1回

①研究所の目的の実現にむけて、現在の研究所が抱える課題を洗い出し、その改善に向けた議論を深めます。

②総会記念シンポジウムやくらしと協同全体研究会の内容について準備会の設置も含め、検

討をします。

4. 編集委員会

編集委員会は年に1回、総会前に開催し、前年度の『くらしと協同』についての振り返りをおこない、それに基づいて次年度の発行計画および大枠の企画テーマを確認します。企画の具体化については、編集会議やコーポラティブ・ラボで適宜検討します。年間の企画を決めることで編集委員の負担を軽減しながら、生協に限らない多様な実践例や、様々な専門分野からの論考を取り上げて、生協への問題提起やバックアップになるといった『くらしと協同』が大切にしてきたこだわり、個性を維持します。

5. 事務局・院生事務局

事務局会議：週1回開催

①事務局、院生事務局はくらしと協同の研究所の目的の実現の為に、総会決定事項の実現にむけて貢献します。そのために、くらしに関する諸問題、協同の事業に関する問題に絶えず目を向け、研究所の活動をサポートします。

②院生事務局は、将来も協同組合研究やくらしと協同の研究所にかかわる人材として位置づけて支援していきます。また、大学との繋がりづくりも視野に入れ、広く院生事務局を募っていきます。

2021年度予算(案)

【単位:円】

収 入	2020年度予算	2020年度執行額	2021年度予算	備考
1 会費	15,753,500	15,384,250	15,384,250	
団体会費(正)	13,950,000	13,590,000	13,590,000	32団体
団体会費(賛)	972,000	942,000	942,000	10団体
個人会費(正)	813,500	834,250	834,250	144人
個人会費(賛)	18,000	18,000	18,000	3人
2 事業収入	2,837,560	279,800	520,300	
総会記念シンポジウム	529,000	0	230,000	
懇親会	295,000	0	0	
組合員理事トップセミナー	878,000	0	10,500	
懇親会	237,800	0	0	
宿泊	473,760	0	0	
書籍販売(くらしと協同)	424,000	278,800	278,800	
その他	0	1,000	1,000	
3 雑収入	0	721	201	預金利息
当期収入合計 (a)	18,591,060	15,664,771	15,904,751	
前期繰越収支差額	17,714,288	17,714,288	23,908,919	
収入合計 (b)	36,305,348	33,379,059	39,813,670	

支 出	2020年度予算	2020年度執行額	2021年度予算	2021年予算 備考
1. 事業費	14,146,848	5,902,651	11,576,000	
①研究人件費	1,800,000	1,750,000	1,800,000	
非常勤研究員等手当	1,800,000	1,750,000	1,800,000	
②研究活動費(調査研究費)	3,766,000	648,164	2,276,000	
研究交流会	220,000	0	220,000	
くらしと協同全体研究会	40,000	43,682	50,000	
基幹研究会活動費	3,000,000	125,520	1,000,000	次世代研究会・生協労働研究会
公募研究会援助金	100,000	100,000	100,000	オルタナティブ研究会
会費	26,000	6,000	26,000	協同組合学会
研究出張費	200,000	0	200,000	
福祉関連事業	0	194,456	500,000	
図書購入費	180,000	178,506	180,000	
③研究企画費(調査研究費)	3,380,000	161,372	2,200,000	
1)基本企画費	3,180,000	104,300	2,100,000	
総会シンポジウム	1,400,000	65,300	1,550,000	リモート開催技術費用
総会シンポジウム 懇親会	390,000	0	0	
組合員理事トップセミナー	520,000	39,000	550,000	
組合員理事トップセミナー懇親会	300,000	0	0	
組合員理事トップセミナー宿泊	570,000	0	0	
2)公開研究会・公開講座・シンポ	200,000	57,072	100,000	コロナ関連特別研究会
④教育文化費	5,200,848	3,343,115	5,300,000	
1)「くらしと協同」作成費用	4,000,000	3,163,815	5,000,000	5号発行見込み
2) 報告書等作成費用	1,200,848	179,300	300,000	トップセミナー報告書予算
「くらしと協同」合本	0	179,300	0	
総会シンポジウム報告書	0	0	0	
組合員理事トップセミナー報告書	0	0	300,000	
2. 管理費	3,611,000	2,967,489	3,681,300	
①機関会議費	1,191,000	458,905	581,300	
総会	110,000	121,000	121,000	
理事会	620,000	140,300	140,300	
常任理事会	40,000	36,754	40,000	
企画委員会	90,000	30,000	50,000	
運営委員会	300,000	124,391	200,000	
その他の会議	31,000	6,460	10,000	
②消耗品	20,000	69,536	100,000	保守費
③通信交通費	500,000	465,638	500,000	
④賃借料	1,308,000	1,320,000	1,308,000	
⑤委託業務費	330,000	242,000	330,000	監査料
⑥支払手数料	50,000	56,589	50,000	
⑦租税公課	2,000	0	2,000	
⑧雑費	0	0	0	
⑨備品購入費	210,000	354,820	200,000	
3. 雑損失	24,000	0	30,000	
4. 寄付	600,000	600,000	600,000	地域と協同の研究センター
当期支出合計 (c)	18,381,848	9,470,140	15,887,300	
当期収支差額 (a - c)	209,212	6,194,631	17,451	
次期繰越し差額	17,923,500	23,908,919	23,926,370	

第 29 回総会議案書 資料集

発信日	2020. 12. 11	配布先	呼びかけ人のみなさま	作成者	中川登志充
タイトル	これからの生協組合員理事トップセミナー運営にむけて			保存期間	確認後廃棄可

【1】テーマ設定にあたっての大切にしたい視点

- ①第一義的に地域の生活者が理事をしているという視点。
- ②地域の生活者の拠点として協同組合が存在しているという視点。
- ③協同組合の原則、価値、しぐみを深める視点。
- ④協同組合の存在意義を認識できる視点。
- ⑤理事の存在意義（規範）を認識できる視点。
- ⑥参加者が明るく元気になりモチベーションアップになる視点。

【2】企画づくりにあたっての大切にしたいプロセス

- ①地域や社会、そして各単協の中で発見した問題（意識）を「じっくり」話し合う。
- ②それぞれの問題にどのように向き合うかを「じっくり」話し合う。
- ③「じっくり」話し合うことで問題を鮮明にする。
- ④研究者（運営委員会）との懇談を通じて、問題の「テーマ」化を進める。
- ⑤柔軟な発想にむけて適時、懇親の場をもつ。
- ⑥時代の流れに合った問題意識

【3】企画設定で大切にしたい要素

- ①参加者が思う存分に思いを出し合える場（グループワーク・懇親会）の設定。
- ②参加者が互いに問題意識を共有しあえる場（グループワーク・懇親会）の設定。
- ③参加者の気づきを第一に、グループワークの課題やプロセスは緩やかに設定。
- ④「0ベース」での視点で設定。

【4】今後の開催にむけて

- ①参加者は会場参加とリモート参加を組み合わせで開催する。
- ②講演者も会場参加のみならずリモート参加で開催する。
- ③京都に限らず、他の都道府県での複数会場や出張のセミナーも開催する。
- ④開催時期は12月に限定せずに、目的の実現に最良な時期に開催する。

(資料) 活動日誌

※5/9常任理事会、理事会から、会議、打ち合わせは対面・リモートのハイブリッド形式か、
リモートのみでおこなう。

2020年

3/26 コーポラティブ・ラボ

『くらしと協同』No.32号発行

5/09 常任理事会・理事会（対面・リモートのハイブリッド形式）

6/12 編集委員会

7/04 理事会（本来は総会・記念シンポジウム開催日）

7/10 次世代生協研究会

7/13 運営委員会（新旧委員合同開催）

7/29 コーポラティブ・ラボ

8/07 編集会議

8/14 企画委員会

8/17 運営委員会

9/02 コーポラティブ・ラボ

9/05 常任理事会

9/09 JCA研究組織交流会（前半）

9/10 編集会議

9/11 次世代生協研究会

9/16 JCA研究組織交流会（後半）

9/25 『くらしと協同』No.33号発行

9/26 組合員理事トップセミナーあり方懇談会

9/28 運営委員会

10/01 福祉に関する学習（講師：浜岡氏、事務局対象）

10/09 企画委員会

10/10 『くらしと協同』企画コロナ座談会

10/19 運営委員会

11/13 次世代生協研究会

11/16 運営委員会

11/25 広島県生協連主催「10の基本ケア」講師養成講座視察

11/29 「コロナショックを乗り越える」特別研究会

12/11 編集会議

12/12 理事会

12/18 関西大学杉本ゼミ来訪

12/21 運営委員会

12/22 コーポラティブ・ラボ

12/25 『くらしと協同』No.34号発行

2021年

1/08 次世代生協研究会

1/14 編集会議

1/18 運営委員会

2/17 組合員理事トップセミナー呼びかけ人会

2/18 編集会議

2/19 企画委員会

2/22 運営委員会

3/03 コーポラティブ・ラボ

3/06 常任理事会/くらしと協同全体研究会

3/11 編集会議

3/12 次世代生協研究会

3/15 運営委員会

3/17 組合員理事トップセミナー呼びかけ人会

くらしと協同の研究所 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この研究所は、くらしと協同の研究所と称します。

(事務所)

第2条 研究所は、主たる事務所を京都市（中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町 258 コープ御所南ビル4階）内に置きます。

なお、従たる事務所を理事会の議決を経て必要な地に置くことができます。

(目的)

第3条 研究所は、くらしに関する総合的な調査・研究、教育・学習、研修、助成等の諸事業を行なうとともに、協同の事業に関連する問題の調査・研究、教育・学習、研修活動を行い、協同の事業と活動がくらしの中で果たすことのできる役割を明らかにし、それを通じて生活の向上と安定に寄与することを目的とします。

(事業)

第4条 研究所は、前条の目的を達成するために、次の諸事業を行ないます。

- 1) くらしと協同の事業に関する調査・研究と研究会等の開催
 - 2) くらしと協同の事業に関する国内・国外の文献・資料・情報の収集、管理とその活用
 - 3) くらしと協同の事業に関する教育・学習、講演、研修、交流等
 - 4) 国内外のくらしと協同の事業に関する調査・研究、教育・学習、研修、交流等に対する助成
 - 5) 研究所の機関誌、資料等その他の刊行
 - 6) その他前条の目的を達成するために必要な事業
2. 研究所は、前項の事業を主として西日本を対象におこないます。
なお、各地の研究所・研究組織とネットワークを結び前項の諸事業をおこないます。

第2章 会員および賛助会員

(会員)

第5条 研究所は、この研究所の設立の趣旨および第3条に定める目的に賛同して加入した会員である個人会員と団体会員によって構成します。

2. 研究所の目的に賛同し、これを援助する個人または団体を賛助会員とすることができます。

(入会)

第6条 会員になろうとするものは、所定の入会申込書（個人用、団体用）を提出するとともに、第37条に定める会費を納入し、かつ常任理事会の承認をうけるものとします。

2. 賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書（個人用、団体用）を提出するとともに、第37条に定める賛助会員の会費を納入し、かつ常任理事会の承認をうけるものとします。

(会員の権利)

第7条 会員は、研究所の事業、運営に参加するとともに、研究所の施設を利用すること、ならびに資料・刊行物等の配布を受けることができます。

2. 賛助会員は、研究所の施設を利用すること、ならびに資料・刊行物等の配布を受けることができます。
3. 団体会員に対する資料・刊行物等の配布数量は、別に定める会費基準にもとづく会費の口数等によるものとします。

(退会)

第8条 会員または賛助会員は、所定の退会届を常任理事会に提出して、任意に退会すること

ができます。

(資格の喪失)

第9条 会員または賛助会員が以下の条件に該当する場合は、退会届のあるなしにかかわらず会員または賛助会員の資格を喪失するものとします。

- 1) 死亡、もしくは失踪の宣告を受けたとき、または団体の消滅したとき
- 2) 2年以上会費を滞納したとき
- 3) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員または賛助会員が研究所の名誉を傷つけ、または目的に反した行為をしたときは、理事会において出席理事（委任状出席を含む）の3分の2以上の議決にもとづいて除名することができます。その場合、理事会においてその会員に対し弁明の機会を与えるものとします。

(抛出金品の不返還)

第11条 退会、資格喪失の場合もすでに納入した会費およびその他の抛出金品は、返還しないものとします。

第3章 役員

(役員)

第12条 研究所に次の役員を置きます。

- 1) 理事 20名以上30名以内
- 2) 監事 2名以上5名以内

(役員を選出)

第13条 理事および監事は総会において選出します。

理事は互選により、理事長1名、専務理事1名、常任理事若干名を選出します。

(理事長、専務理事および常任理事等)

第14条 理事長は、研究所を代表し、業務を総理します。

2. 専務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を執行します。
3. 常任理事は、この規約に定める事項を審議するとともに、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長が指名した順序で、その職務を代行します。
4. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定します。

(監事の職務)

第15条 監事は、研究所の財産の状況および業務の執行状況を監査します。

(役員任期)

第16条 研究所の役員任期は2年とし、再任を妨げないものとします。

欠員補充または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とします。

役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行ないます。

(解任)

第17条 役員が以下の条件の一つに該当するときは、理事会において出席理事（委任状出席を含む）の3分の2以上の議決にもとづいて解任することができます。この場合、本人が求めたときは、理事会において弁明の機会を与えるものとします。

- 1) 心身の故障のため職務の執行にたえられないと認められるとき
- 2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第18条 役員は無給とします。ただし、常勤の場合、理事会の議決を経て有給とすることができます。

役員には、費用弁償するものとします。

第4章 会議

(理事会の召集等)

第 19 条 理事会は、理事長が必要と認めたとき招集します。

2. 理事長は、理事の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、臨時理事会を招集しなければなりません。
3. 理事会の議長は、理事長が行ないます。

(理事会の議決事項と定足数)

第 20 条 理事会の議決事項は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項とします。

- 1) 総会に提出する議案に関する事
- 2) 総会の議決した事項で理事会の議決を要すること
- 4) 会費基準、旅費規程および研究委員会要綱に関する事
- 5) 理事長、専務理事、常任理事の互選
- 6) その他理事会が必要と認めた事項
2. 理事会は、理事の過半数の出席によって成立するものとします。なお、委任状による出席も、出席とします。
3. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとします。

(常任理事会)

第 21 条 常任理事会は、理事長、専務理事、常任理事をもって構成します。常任理事会は、理事会の委任をうけて研究所の重要事項を審議します。

2. 常任理事会は、理事長または常任理事の要請によりそのつど開催するものとします。
3. 常任理事会の議長は、理事長とします。
4. 常任理事会は、次の事項を審議します。
 - 1) 理事会提出議案の作成に関する事。
 - 2) 理事会議決事項の執行に関する事。
 - 3) その他理事会の議決を要しない日常業務に関する事。

(総会の招集)

第 22 条 通常総会を年 1 回開催するものとし、理事長が招集するものとします。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集します。
3. 理事長は、会員の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項をしめして総会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければなりません。
4. 総会の招集は、少なくとも 7 日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知します。

(総会の議長)

第 23 条 総会の議長は、理事長とします。

2. 前条 3 項の臨時総会の議長は、出席会員のなかから選任するものとします。

(総会の議決事項)

第 24 条 総会の議決事項は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項とします。

- 1) 事業計画および収支予算についての事項
- 2) 事業報告および収支決算についての事項
- 3) 財産目録および貸借対照表についての事項
- 4) 規約の設定、変更
- 5) 解散および解散に伴う残余財産処分についての事項
- 6) その他研究所の業務に関する重要事項

(総会の定足数等)

第 25 条 会員は、各一個の議決権を有するものとします。

2. 総会は会員の過半数の出席によって成立します。委任状による出席も出席とします。
3. 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決する

ところによるものとします。但し、第24条1項5号に定める解散は、出席した会員の3分の2以上の多数で決するものとします。

(会員への通知)

第26条 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知するものとします。

(企画委員会)

第27条 研究所には、企画委員会を設けます。

2. 企画委員会は、専務理事が招集し、団体会員から5名、個人会員から4名を上限に、事務局長を含めて構成し、常任理事会が委員を任命します。

3. 企画委員会の目的、運営等に必要な規程を別に定めるものとします。

(運営委員会)

第28条 研究所には、運営委員会を設けます。

2. 運営委員会は、事務局員及び3名以上5名以内の研究者で構成します。運営委員及び運営委員長は常任理事会の任命とします。運営委員会は運営委員長が招集し、月1回の開催とします。

3. 運営委員会の目的、運営等に係る規程を別に定めるものとします。

(研究会)

第29条 研究所には研究会、研究発表、交流、研究紙誌等、調査研究活動推進のために必要な要件を規程の中に設けることが出来ます。

(議事録)

第30条 すべての会議については、議事録を作成し、議長および出席者代表2名以上が記名押印の上、これを保存します。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第31条 研究所の資産は、次のとおりとします。

- 1) 財産目録に記載された財産
- 2) 会費
- 3) 資産から生ずる収入
- 4) 事業に伴う収入
- 5) 寄付金品
- 6) その他の収入

(資産の管理)

第32条 研究所の資産は、理事長が管理します。

(経費の弁済)

第33条 研究所の事業遂行に要する経費は、資産をもって支弁します。

(事業計画および収支予算)

第34条 研究所の事業計画およびこれに伴う収支予算は理事長が編成し、理事会および総会の議決を経るものとします。

(収支決算)

第35条 研究所の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および財産増減事由書ならびに異動状況書とともに、監事の意見をつけ、理事会および総会の承認を受けるものとします。

(会費)

第36条 研究所は、個人会員（賛助会員）および団体会員（賛助会員）の1口あたりの年会費を次のとおりとします。なお、会費基準を別途定めます。

- 1) 個人会員（賛助会員も同じ）1口月額500円（年額6千円）
- 2) 団体会員（賛助会員も同じ）1口月額5千円（年額6万円）

(会計年度)

第37条 研究所の会計年度は、毎年3月21日に始まり、翌年3月20日に終了するものとし

ます。ただし、初年度については、設立の日よりはじまるものとします。

第6章 事務局

(設置等)

第38条 研究所の事務を処理するため、事務局を設置し、専務理事が統括します。

2. 事務局には、事務局長および所要の事務局員を置きます。
3. 事務局長、事務局員は理事長が任免します。
4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとします。

(備え付け帳簿および書類)

第39条 事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておくものとします。

- 1) くらしと協同の研究所の規約
- 2) 会員（賛助会員）名簿および会員（賛助会員）の異動に関する書類
- 3) 理事、監事および事務局員の名簿および履歴書
- 4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- 5) 収入、支出に関する帳簿および証拠書類
- 6) 資産、負債および正味財産の状況を示す書類
- 7) その他必要な帳簿および書類

第7章 補足

(委任)

第40条 この規約に定めるもののほか、研究所の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別にさだめるものとします。

付則 この規約は、くらしと協同の研究所の設立の日（1993年6月26日）から施行します。

1. この規約の改正は、第二回総会の日（1994年6月25日）から施行します。
2. この規約の改正は、第三回総会の日（1995年9月9日）から施行します。
3. この規約の改正は、第十回総会の日（2002年6月22日）から施行します。
4. この規約の改正は、第二十四回総会の日（2016年6月25日）から施行します。
5. この規約の改定は、第二十五回総会の翌日（2017年6月25日）から施行します。

くらしと協同の研究所会費基準

この研究所は、規約第 34 条の規定にもとづき、会員および賛助会員の会費基準を次のとおり定めます。

(団体会員の会費)

第 1 条 会員たる団体の会費は、年額を次の会費基準によるものとします。

(1) 購買生協

前年度の年間供給高	5 億円未満	1/2 口	月額 2.5 千円 (年額 3 万円)
	10 億円未満	1 口	5 千円 (6 万円)
	25 億円未満	2 口	1 万円 (12 万円)
	50 億円未満	4 口	2 万円 (24 万円)
	75 億円未満	6 口	3 万円 (36 万円)
	100 億円未満	8 口	4 万円 (48 万円)
	150 億円未満	9 口	4.5 万円 (54 万円)
	200 億円未満	10 口	5 万円 (60 万円)
	250 億円未満	11 口	5.5 万円 (66 万円)
	300 億円未満	12 口	6 万円 (72 万円)
	350 億円未満	13 口	6.5 万円 (78 万円)
	400 億円未満	14 口	7 万円 (84 万円)
	450 億円未満	16 口	8 万円 (96 万円)
	500 億円未満	18 口	9 万円 (108 万円)
	550 億円未満	20 口	10 万円 (120 万円)
	600 億円未満	25 口	12.5 万円 (150 万円)
	600 億円以上	30 口	15 万円 (180 万円)

(2) 関西管内の府県連、事業連合、医療生協等

1 口月額 5 千円 (年額 6 万円)、1 口以上の口数加入とします。

(3) 生協以外の協同組合等

1 口月額 5 千円 (年額 6 万円)、1 口以上の口数加入とします。

(4) 特定非営利法人等

1/2 口月額 2.5 千円 (年額 3 万円)、1/2 口以上の口数加入とします。

(団体賛助会員の会費)

第 2 条 賛助会員たる団体の会費は、年額を次の会費基準によるものとします。

(1) 購買生協

前年度の年間供給高	50 億円未満	1 口	月額 5 千円 (6 万円)
	100 億円未満	2 口	1 万円 (12 万円)
	200 億円未満	3 口	1.5 万円 (18 万円)
	300 億円未満	4 口	2 万円 (24 万円)
	400 億円未満	5 口	2.5 万円 (30 万円)
	500 億円未満	6 口	3 万円 (36 万円)
	600 億円未満	7 口	3.5 万円 (42 万円)
	700 億円未満	8 口	4 万円 (48 万円)
	700 億円以上	10 口	5 万円 (60 万円)

(2) 関西管内以外の府県連、事業連合、医療生協等

1 口月額 5 千円 (年額 6 万円)、1 口以上の口数加入とします。

(3) 全国連合会

第 2 条 (1) 賛助会員の購買生協の基準と同様とします。

(4) 生協以外の協同組合等

第1条(3) 正会員たる生協以外の協同組合等の基準と同様とします。

(5) 株式会社等

1口月額5千円(年額6万円)、1口以上の口数加入とします。

(6) 特定非営利法人等

1/5口月額1千円(年額1万2千円)、1/5口以上の口数加入とします。

(個人会員の会費)

第3条 会員たる個人の会費は、1口月額500円(年額6千円)とします。

賛助会員たる個人の会費も同様とします。

なお、学生・大学院生の会費については、上記の半額(年額3千円)とします。

(会費の納入)

第4条 会費の納入は年1回とし、毎年5月末日までに納入するものとします。

ただし、新規会員は、入会時に月割りで会費を納入するものとします。

(配布等の基準)

第5条 団体会員(賛助会員)がこの研究所の施設を利用することならびに資料・刊行物等の配布を受ける数量は、口数に準じるものとします。

(会費基準の改訂)

第6条 会費基準の改訂は、西暦の奇数年毎に行なうものとします。

(会費の減免)

第7条 自然災害や感染症の蔓延、経済的な激変等により、経営的に大きな困難に見舞われる会員が発生した場合、理事会で会費減免措置について協議、確認をした上で、会費減免の申し出があった会員に対して、減免措置を行います。

付則 本基準は、1993年6月26日から施行します。

2. 本基準の改定は、2003年4月26日(2002年度第4回理事会の日)から施行します。

3. 本基準の改定は、2006年4月22日(2005年度第3回理事会の日)から施行します。

4. 本基準の改定は、2020年12月12日(2020年度第1回理事会の日)から施行します。

くらしと協同の研究所 企画委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第28条に定める企画委員会の目的と役割、構成、委員の選任と任期、会議について定めます。

(目的)

第2条 企画委員会は、生協現場の状況や実践事例を団体会員と研究者が共有し、それぞれの問題意識を出し合い、意見交換する事を通じて研究所の研究課題に繋がります。

(役割)

第3条 団体会員の現場の状況を報告し、研究所への期待・要望を発信します。

2. 現場の状況や期待・要望を研究所の課題に繋がります。
3. 研究所の事業計画の原案を検討します。

(構成)

第4条 企画委員会は、専務理事、団体会員4名、個人会員4名、事務局長で構成され、委員の総数は9名とします。企画委員会は専務理事が主宰します。

(委員の選任)

第5条 企画委員会の委員は団体会員と個人会員から運営委員会が推薦し、常任理事会が任命します。

2. 運営委員会は近畿圏エリアの団体会員から推薦します。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとします。

2. 選任された委員に欠員が生じたときは、そのつど第5条の選任方法によって委員を補充することができます。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(会議等)

第7条 企画委員会の招集ならびに議長は委員長が行います。委員長に事故あるときは、事務局長が招集します。

2. 企画委員会は、年4回開催し、本規程第3条に定める役割を担います。

(報酬等)

第8条 委員のうち、団体会員は旅費規程Iにより交通費、食費、宿泊費を支給、個人会員は旅費規程Iにより日当、交通費、食費、宿泊費を支給します。

(事務局)

第9条 企画委員会の事務局は、規約第38条の規定する研究所事務局が担当します。

(規程の改正)

第10条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

くらしと協同の研究所運営委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第28条に定める運営委員会の目的と役割、構成、委員の選任と任期、会議について定めます。

(目的)

第2条 運営委員会は、研究所の運営に主体的に参画し、研究所規約第3条に定める研究所の目的の実現に貢献します。

(役割)

第3条 研究所規約第3条のさだめる研究所業務の具体化とその推進に参画します。

2. 運営委員会は、規約第27条にもとづき、近畿圏エリアの団体会員より企画委員候補を常任理事会に推薦します。
3. 運営委員会は、個人会員より編集委員候補を常任理事会に推薦します。
4. 運営委員会は、企画委員会に事業計画およびその具体化について提案を行います。
5. 運営委員会は、くらしと協同全体研究会を主宰し、企画・運営等を行います。
6. 運営委員会は、常任理事会のもとに必要な事項を具体化します。

(構成)

第4条 運営委員会は、研究所事務局員全員、個人会員3名以上5名以内で構成され、委員の総数は8名程度とします。

(委員の選任)

第5条 委員となる個人会員及び事務局員全員及び委員長は常任理事会が任命します。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとします。

2. 選任された委員に欠員が生じたときは、そのつど第5条の選任方法によって委員を補充することができます。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(会議等)

第7条 運営委員会の招集ならびに議長は委員長が行います。委員長に事故あるときは、事務局長が招集します。

2. 運営委員会は、本規程第3条に定める役割を日常的に担います。

補則

原則月1回の開催とする。但し、必要なときには臨時に開催します。

(報酬等)

第8条 委員には旅費規程Ⅰにより、日当、交通費、食費、宿泊費を支給する。研究所事務局には別

途基準により支給する。

(事務局)

第 9 条 運営委員会の事務局は、規約第 38 条で規定する研究所事務局が担当します。

(議事録)

第 10 条 運営委員会は、開催のつど議事録を作成し、委員に配布し、事務局が保存します。

(規程の改正)

第 11 条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認を経て制定するものとします。

付則 この規程は、2017 年 6 月 25 日から施行します。

付則 この規程は、2019 年 12 月 14 日から施行します。

『くらしと協同』編集委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第31条に定める『くらしと協同』編集委員会(以下「編集委員会」という)の目的と役割、構成、委員の選任と任期、会議について定めます。

(目的)

第2条 編集委員会は、研究所規約第3条に定める研究所の目的の実現に貢献するために、季刊誌『くらしと協同』の編集を担います。

(役割)

第3条 くらしや協同をめぐる社会で問題となっている事や、時代に応じた課題を探り出し、『くらしと協同』を通じて調査、発信をします。

(構成)

第4条 編集委員会の委員は、個人会員若干名と研究所事務局全員、院生事務局全員で構成されます。

(委員の選任)

第5条 運営委員会が推薦し、委員全員及び編集委員長は常任理事会が承認します。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとします。

2. 選任された委員に欠員が生じたときは、そのつど第5条の選任方法によって委員を補充することができます。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(会議等)

第7条 編集委員会の招集は委員長がおこないます。編集委員会には委員長を補佐する副編集長を設けることができます。副編集長は常任理事会が承認します。

(報酬等)

第8条 編集委員は旅費規程Ⅰにより日当、交通費、食費、宿泊費を支給します。研究所事務局は別途基準により支給します。

(事務局)

第9条 編集委員会の事務局は、規約第39条の規定する研究所事務局が担当します。

(規程の改正)

第10条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

くらしと協同の研究所 研究会等設置規程

(総則)

第 1 条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第 29 条に定める研究会設置の目的と種類、設置の手続き、期間、援助内容について定めます。

(目的)

第 2 条 研究所は、会員の調査研究活動を推進し、“くらしと協同”の研究の深化発展を図るため研究会を設けます。研究会は研究所規約第 3 条の目的実現に貢献します。

(研究会の種類)

第 3 条 研究所が認める研究会は、常任理事会の議決をへて設置する「基幹研究会」と、個人会員からの申請に基づき運営委員会で審査し、常任理事会の承認をもって開設する「公募研究会」、同様に個人会員の申請にもとづき運営委員会で審査、承認する「自由研究会」の 3 種類があります。

2. 研究所には、他の団体と共同して行う「共同研究」と「共同調査」、及び他の団体からの依頼により行う「受託調査」があります。

(基幹研究会)

第 4 条 基幹研究会は、常任理事会の議決をへて設置されるものとし、その設置手続きと運営は次に定めるところによります。

2. 運営委員会は、年度の事業計画に基づき基幹研究会の設置について検討し、常任理事会に提案します。

3. 研究会の構成員及び責任者は、常任理事会が任命します。

4. 研究期間は 2 年を基本とし、期間終了時に研究成果を報告書としてまとめ常任理事会に提出します。

5. 研究会の構成員には、研究所の規定にもとづいて、交通費、食費、宿泊費、日当を支給します。

6. 研究会が対外的な調査活動や発表を行うときは、あらかじめ運営委員会に報告し、承認を得るものとします。

7. 基幹研究会の責任者は会員とし、非会員は 3 割を超えない範囲を原則とします。

(公募研究会)

第 5 条 公募研究会の活動費は研究援助金方式とし、年度の公募研究会予算の範囲で各公募研究会の活動計画に基づき運営委員会で検討し、各研究会に割り振ります。研究期間は 2 年を限度とし、研究援助金の支給と会計報告は決算年度（3/21～翌年 3/20 の期間）に対応して毎年一回おこないます。研究活動終了の際は、2 年間の範囲で研究報告書を運営委員会に提出します。研究報告書は 2 万字を超えるものとします。

2. 公募研究会は所定の「公募研究会申請書」を運営委員会に提出し、審査の後、常任理事会の承認をうけます。「公募研究会申請書」には研究テーマ、2年間の研究活動計画と予算概算を明記します。1研究会には単年度で最低10万円を援助します。
3. 公募研究会の責任者は会員とし、非会員は構成員の4割を超えない範囲を原則とします。
4. 研究会には会計担当を決め、援助費を自主管理し、単年度ごとに会計報告書を提出する義務があります。
5. 申請期限は7月7日（土、日、祝を除く前日）までとし、10月より2年間を上限に研究活動を行います。
6. 研究会が対外的な調査活動や発表を行うときは、あらかじめ運営委員会に報告し、承認を得るものとします。

（自由研究会）

第6条 基幹研究会、公募研究会以外の研究会のうち、運営委員会に「自由研究会登録書」を提出し、運営委員会の承認を得られた研究会を「自由研究会」とします。年度ごとに「年間活動報告書」を運営委員会に提出します。

2. 自由研究会の責任者は会員とし、非会員は構成員の6割を超えない範囲を原則とします。
3. 研究所所有の書籍や資料及び施設の利用については使用する2日前（土、日、祝を除く）までには連絡をすることとします。他団体への調査依頼は、調査希望日の2か月前とします。

（共同研究・共同調査、受託調査）

第7条 共同研究・共同調査とは、他の団体と研究所が一つのテーマで共同して調査・研究する事で、その業績は公開を原則とします。

2. 共同研究・共同調査にかかる費用負担の割合は協同する団体と研究所で協議して決めます。
3. 受託調査とは、他の団体より依頼を受け、研究所が受託して行う調査の事をいい、報告書は「非公開」を原則とし、費用は全額委託元が負担します。

（規程の改正）

第8条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認を経て制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

くらしと協同の研究所 研究員規程

(総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第33条に定める研究員登録制度の目的と役割、手続きについて定めます。

(目的)

第2条 研究員は研究所の調査・研究活動等推進のために主体的に参画し、研究所規約第3条に定める研究所の目的の実現に貢献します。

(構成)

第3条 研究員は、登録を希望する個人会員で構成されます。

(役割)

第4条 研究員は次の活動を行います。

- ・ 研究所の調査・研究活動
- ・ 講師活動

(手続き)

第5条 研究員として登録を希望する個人会員は「研究員登録用紙」を提出し、運営委員会で承認します。

(広報)

第6条 研究員はホームページなどで紹介されます。

(報酬等)

第7条 研究員は無給とします。

(規程の改正)

第7条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

くらしと協同全体研究会規程

(総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第 29 条に定める研究会、研究発表、交流を推進するための「くらしと協同全体研究会」(以下「全体研究会」という)の目的と役割について定めます。

(目的)

第 2 条 全体研究会は、研究所の研究活動に係る分野の発表と交流の場として設けます。全体研究会の活動を通じて研究所規約第 3 条に定める研究所の目的の実現に貢献します。

(役割)

第 3 条 研究所規約第 3 条の定める研究所業務の調査研究業務に貢献します。
2. 全体研究会は各研究会から研究活動や研究成果の報告を受けるとともに交流を行います。

(準備会当)

第 4 条 全体研究会は運営委員会の長が主宰します。
2. 全体研究会の企画など準備及び当日の運営等について具体化するための準備会を設置することができます。
準備会は、研究会及び研究員に登録した者の中から運営委員会が選出することができます。

(報告者・運営者の報酬当)

第 5 条 全体研究会準備会の構成員は、旅費規程Ⅰにもとづく旅費、交通費、宿泊費、食費及び日当を支給します。
2. 全体研究会の報告者、発表者等については、旅費規程Ⅰにもとづく旅費、交通費、宿泊費、食費及び日当を支給します。
3. 上記 1、2 を支給するにあたっては、運営委員会の承認を必要とします。

(事務局)

第 6 条 全体研究会の事務局は規約第 36 条の規定する研究所事務局が担当します。

(規程の改正)

第 7 条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017 年 6 月 25 日(第 25 回総会の翌日から施行します。)

くらしと協同の研究所 旅費規程 I

(目的)

第 1 条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第 18 条にもとづく研究所の役員（理事、監事）ならびに運営委員会委員が、理事会、常任理事会、運営委員会の認める会議、ならびに調査研究等の本研究所の業務を遂行すめたに出張する場合の旅費交通費、宿泊費、日当の支給について定めます。

(旅費交通費)

第 2 条 原則として、最短経路の公共交通機関（航空機を含む）を使用するものとし、使用交通機関の実費を別表にもとづいて支給します。

2. 航空機を使用する場合は事前に事務局長の許可を得るものとします。

3. 起点は自宅または勤務先からとします。

(宿泊)

第 3 条 宿泊を必要とする場合は、別表にもとづいて宿泊費を支給します。ただし、研究所事務局が宿泊を斡旋する場合には、宿泊料実費（朝食費を含む）を研究所の負担とします。

2. 車（船、航空機）中泊にあたった場合も宿泊とみなし、寝台料金または宿泊費を支給します。

(食事)

第 4 条 別表にもとづいて、宿泊費に含まれない食費を支給します。ただし、研究所が食事を準備する場合には、食費は支給しないものとします。宿泊を伴わない場合で、第 1 条に規程する業務が午後 1 時まで、または午後 8 時を超える場合は、食費を支給するか、または食事を準備するものとします。

(日当)

第 5 条 別表にもとづいて日当を支給します。ただし、業務が短期間で終了するような場合については、拘束時間に応じて別表の 1/2 まで減額することができものとします。

(支給額)

第 6 条 第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条の別表を次のようにさだめます。

旅 費 交 通 費	宿 泊 費	食 費	日 当
料金実費（特急券、座席指定券ふくむ）	14000 円を上限	昼 1000 円 夜 1500 円	3000 円

会議、研究会ごとの対象基準は下記の通りです。

会議・研究会	旅費・交通費	宿泊費	食費	日当
理事会・常任理事会 企画委員会・運営委員会 監事会	実費	○	○	○
基幹研究会	実費	○	○	○
共同研究	実費	○	○	なし
公募研究会	なし	なし	なし	なし
自主研究会	なし	なし	なし	なし
編集委員会（但し原稿料が発生する取材には日当は無し）	実費	○	○	※○
受託調査	実費	○	○	○

(費用の精算)

第 7 条 この規程に関する費用の精算は、原則として 1 週間以内に領収書（および費用支出を認める証憑）を添えて研究所事務局に請求するものとします。

(仮払い)

第 8 条 業務に関わる必要経費は、事務局長の許可を得て仮払いを受けることができます。仮払いの金額は、原則として帰着後 1 週間以内に領収書（および証憑）を添えて精算するものとします。

(運用)

第 9 条 この規程の運用は、研究所の事務局長が決定するものとします。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、事務局長の発議にもとづいて理事会が審議し、理事会が承認したときは理事長が制定するものとします。

付則 1.この規程は、1994 年 4 月 7 日より施行します。
2.この規定改正は 2017 年 6 月 25 日より施行します。

以上

